省　令

○厚生労働省令第九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十号を第四百三十一号とし、第二号から第四百二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　亜塩素酸水

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年二月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則八―一八―二四

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

別表第二労働基準監督官採用試験の項中「、身体検査及び身体測定」を「及び身体検査」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。